項目	内 容
貸付対象者	次の①~③の要件を全て満たす世帯 ①緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付の両方を利用していること ② <u>令和3年12月末日</u> までに貸付金の入金が全て完了(完了予定を含む)していること ③自立相談支援機関による支援を受けることに同意していること  ●新たに貸付対象になる世帯には、随時案内文と申請に必要な書類一式を郵送します。 ■本会に届け出なく転居している場合は、郵便転送の設定をしていても通知が
	届きませんのでご注意ください。  ●この制度は貸付ですので、審査の結果、貸付対象外になる場合があります。 案内文を受け取った世帯の全てが再貸付の対象になるとは限りません。
貸付内容	<ul><li>○(複数世帯)月20万円以内/(単身世帯)月15万円以内で最大3か月とし、更なる延長貸付はなし。</li><li>○据置期間:1年</li><li>○返済期間:10年以内</li></ul>
申請期限	令和3年12月末日までに市町村社会福祉協議会へ郵送で申込み(必着)。 ※期限を過ぎると再貸付申請は受け付けられませんのでご注意ください。 ※市町村社会福祉協議会の住所は郵送するチラシに記載してあます。 ※新型コロナウイルス感染防止のためご協力をお願いします。
必要書類	①総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書 ②総合支援資金特例貸付借用書(再貸付) ③総合支援資金特例貸付(再貸付)にかかる状況確認シート ④緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の決定通知や生活福祉資金償還残額のお知らせまたは、本会からの貸付金の入金のあった通帳の印字面のコピー等、貸付を受けたことがわかる書類 ⑤本人確認書類 【運転免許証、マイナンバーカード(マイナンバーを隠したもの)、健康保険証(被保険者等記号・番号をマスキングしたもの)等のコピー】 ⑥在留カードのコピー(外国籍の方) ※在留資格が「特定活動」の方は、パスポートに添付されている「指定書」を含む
入金までの期間	○現在、多くの貸付申請があり、申請書が本会到着後、 <u>1か月以上を要する場合があります</u> ので、生活の困窮状態によっては生活保護の相談等をご検討ください。 ○貸付審査を円滑に進めるため、審査状況、審査結果、送金予定日等のお問い合わせはお控えください。
問い合わせ先	千葉県社会福祉協議会 福祉資金部/TEL:043(245)1551